

9月 は障害者雇用支援月間です!!

平成22年6月1日現在で、常用労働者56人以上の企業を対象に実施した「障害者雇用状況報告書」の集計結果で、ハローワーク盛岡管内の企業における障害者の雇用率は、1.82%となり、前年と比較して0.12ポイント上昇しました。

これは、全国平均の1.68%及び障害者雇用促進法で定められている法定雇用率1.80%を上回ってはいるものの、岩手県の1.86%を下回る結果となっています。

また、障害者の方々が当ハローワークに平成23年7月末現在登録されている有効求職者数は、727人（うち重度障害者が141人）となっています。

依然として厳しい雇用情勢が続く中、多くの障害者の方々が働く場を求めています。

事業主の皆様には、障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことの重要性、必要性をご理解いただき、さらなるご協力をお願いします。

年別障害者雇用状況

(各年6月1日現在)

年	項目 対象企業数	法定雇用障害者の算定となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合 (%)
平成18年	301	52,023	858.5	1.65	41.5
平成19年	295	51,902	865.0	1.67	45.8
平成20年	311	53,662	911.0	1.70	42.8
平成21年	308	53,886	915.0	1.70	47.4
平成22年	298	53,325	969.0	1.82	49.7

- 9月 は障害者雇用支援月間です 1
- 『もりおか就職面接会』開催のお知らせ 2
- 被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う
中小企業事業主のみなさまを応援します! 3
- 平成24年3月新規高等学校卒業者対象求人を申し込まれた
事業主の皆様へ 4
- 最近の求人求職のうごき 4

◎あと一人雇用すれば、法定雇用率を達成！

法定雇用率未達成企業150企業について、あと何名雇用すれば雇用率が達成されるかをみると、雇用不足数1人の企業が96企業で64.0%と最も多く、次いで2人が38企業で25.3%となっており、1～2人の雇用不足企業が全体の89.3%を占めています。

雇用不足数	合計	1人	2人	3人	4人	5人以上
企業数	150	96	38	8	6	2
構成比	100.0%	64.0%	25.3%	5.3%	4.0%	1.3%

◎障害者雇用に一層のご理解とご協力を

障害者の方々が、その適正と能力に応じた働く場を得て、社会活動に参加し、働く喜びと生き甲斐を見出すことのできる社会を実現するため、ハローワーク盛岡では、法定雇用率を達成していない企業を中心として求職者情報の提供のほか、各種助成金の周知啓発を図りながら障害者の雇用促進に努めております。

障害者雇用促進を進めるうえで、事業主の方々のご理解とご協力が必要不可欠であり、特に法定雇用率を下回っている企業におかれましては、なお一層のご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、当ハローワーク障害者担当までお問い合わせください。

(TEL019-624-8904 内線725・729)

平成23年度障害者雇用支援月間
ポスター厚生労働大臣賞受賞作品



【絵画】小学校の部
『大きな魚がさばける板前さん!』
松田 祥史さん(福岡県)

緊急!

被災者も対象!

『もりおか就職面接会』開催のお知らせ

東日本大震災による被災者、平成24年3月に大学等卒業予定者及び既卒者で就職を希望している方々を対象として、「もりおか就職面接会」を開催いたしますので、参加を希望する企業の皆様は、お早めにお申し込みください。

記

- 開催日時 平成23年10月31日(月) 13:00~16:00
- 会場 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階
盛岡市盛岡駅前1-44 (TEL019-625-1211)
- 対象者 企業：就業場所を盛岡公共職業安定所管内とする求人申込事業所
参加者：東日本大震災による被災者
平成24年3月大学・短大・高専・専修学校(専門学校)
卒業予定者及び既卒者(高校生は対象外です。)
- 参加申込締切 平成23年10月20日(木)
- 参加申込先 当ハローワーク 求人・企画部門 (019-624-8905)

被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う 中小企業事業主のみなさまを応援します！

～成長分野等人材育成支援事業を拡充しました～

支給対象事業主の主な要件

- 1、雇用保険の適用事業主であること
- 2、次の①または②に該当する中小企業事業主であること
 - ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域（以下「特定被災地域」）（岩手県は県内全域が「特定被災地域」です。）に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用（※1）し、以前とは異なる業種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること
 - ② 新規に雇い入れた被災離職者等（※2）に、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること
 - ※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した人を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます。（雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含みます）
 - ※2 以下の（1）または（2）に該当する人をいいます。
 - （1）平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下の①～③の全てに当てはまる人
 - ① 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた
 - ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない
 - ③ 震災により離職を余儀なくされた
 - （2）特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者

支給対象となる職業訓練計画・職業訓練コース

職業訓練コースとは、訓練目標ごとに設定される一連のカリキュラムのことです。助成金の支給を受けるには、1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。職業訓練計画は、以下の要件を満たすことが必要です。

- 1、新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること
 - 2、1コースの訓練時間が10時間以上であること（助成対象の上限は、対象労働者1人当たり3コース）
 - 3、職業訓練計画の実施期間が原則1年であること（但し、必要な時間数が確保される場合には6カ月以上）
- ◆OJTによる職業訓練を行う場合、以下の要件を満たすことが必要です。
- ① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて少なくとも1コースにはOff-JTによる訓練が含まれていること
 - ② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること
 - ③ OJTによる職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の9割以下であること

支給額

Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成します。

（1コース当たりの上限は、合計20万円、1人当たり3コースまで）

☆ 受給の手続きには、訓練開始前に、「職業訓練計画」を作成し、ハローワークに提出し、職業訓練計画の認定を受ける必要があります。

（審査には時間がかかるため訓練開始1カ月前までに申請してください。）

詳しくは、当ハローワーク 求人企画部門助成金担当まで（TEL 019-624-8905）

平成24年3月

新規高等学校卒業生対象求人を申し込まれた事業主の皆様へ

◎ 推薦・選考について

新規高等学校卒業生の学校からの推薦開始日は9月5日、選考開始日は9月16日となっております。9月16日以降求人者が任意の日を選考日として定めていただきますが、生徒が他の事業所に応募できない等就職活動に支障をきたすことのないよう、選考日はできるだけ早い時期を、また、選考結果についても早期に決定いただくようお願いいたします。

◎ 複数応募（併願）について

岩手県高等学校就職問題検討会議において「10月1日以降は一人二社まで応募・推薦を可能とする」旨の申し合わせが行われ、複数応募（併願）が行われます。

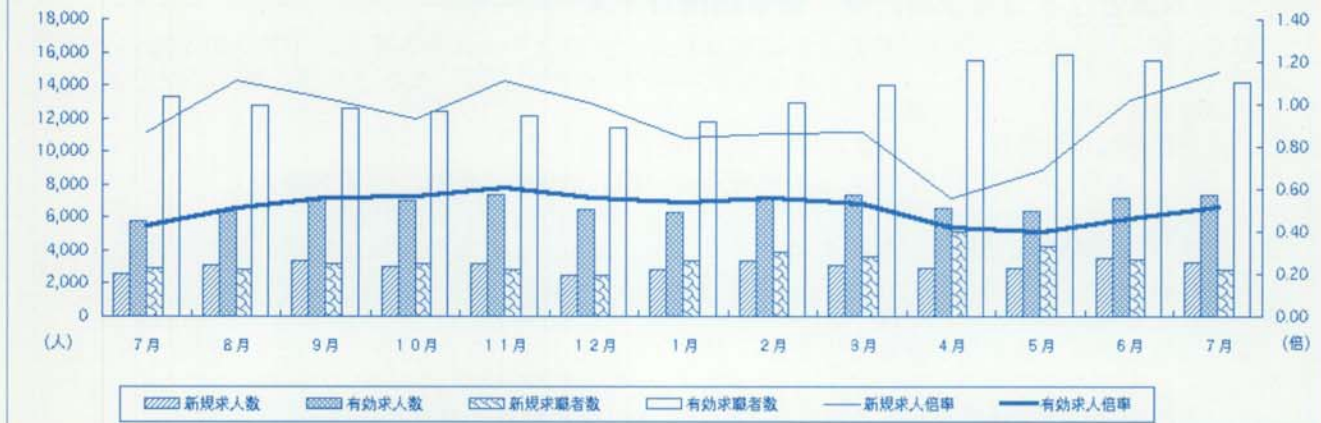
併願を可とした求人につきましては、10月1日より併願者の応募もありますので、採用内定する際には、学校と連携を密にし、よく確認を行ってください。

新規高等学校卒業生対象求人受理状況（管内/速報）

平成23年8月末日現在

産業・職業別	年度		平成22年度	
	平成23年度	前年比	計	
産業別	農・林・漁業	9	125.0	4
	建設業	49	96.0	25
	製造業	70	▲7.9	76
	運輸業、郵便業	9	▲40.0	15
	卸売業、小売業	66	6.5	62
	金融・保険業	9	12.5	8
	不動産業、物品賃貸業	5	25.0	4
	宿泊業、飲食サービス業	12	▲55.6	27
	生活関連サービス業、娯楽業	58	7.4	54
	医療、福祉	20	33.3	15
職業別	複合サービス業、サービス業	17	6.3	16
	その他の産業	16	128.6	7
	合計	340	8.6	313
	専門・技術・管理	41	46.4	28
職業別	事務	27	▲27.0	37
	販売	39	30.0	30
	サービス	70	▲12.5	80
	技能工等	139	21.9	114
	その他の職業	24	0.0	24

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

いわてキャリアアップハローワーク（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312